

▶第2編 環境を取り巻く状況

1 国内外の主な動き

前計画策定（令和3年（2021年）7月）後の主な国内外の動きは、次のとおりです。

(1) 地球温暖化対策関連（第4編第1章、第5章）※詳細は第4編第1章第1節に記載

○ 国際的な動き

令和3年（2021年）10月にイギリス・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（UNFCCC/COP26）では、「グラスゴー気候合意」が採択されました。この合意は、気候変動対策における国際的な取組みを更に加速させるものであり、パリ協定^{※2-1}の実施に向けた具体的なルールが定められました。

※2-1：平成27年（2015年）12月、フランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議（UNFCCC/COP21）において採択された世界共通の長期目標。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが設定され、世界が「脱炭素社会」に向けて大きく舵を切りました。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が令和3年（2021年）8月から令和5年（2023年）3月にかけて公表した第6次評価報告書において、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と明記されており、気候変動が人為的要因によって加速化していることが科学的に裏付けられました。さらに、令和12年（2030年）までに必要な温室効果ガスの削減量についても具体的な数値が示されており、令和元年（2019年）比で、「世界の平均気温上昇を2℃未満に抑えるためには21%の削減」「1.5℃未満に抑えるためには43%の削減が必要」であることが報告されました。

○ 国内の動き

国は、令和3年（2021年）10月、「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、その中で、令和12年（2030年）までの温室効果ガス排出削減に関して、新たに「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」とする目標を示しました。

(2) 循環型社会関連（第4編第2章）

○ 第五次循環社会形成推進基本計画

国が令和6年（2024年）8月に策定した「第五次循環社会形成推進基本計画」では、循環型社会形成に向けた取組みを強化するためには、従来の延長線上の取組みを強化するのではなく、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行が重要だと提唱しました。

○ 海洋プラスチックゴミ問題

近年の海洋プラスチック汚染の深刻化を受け、令和元年（2019年）開催のG20大阪サミットで令和32年（2050年）までに海洋プラスチックゴミによる追加的な汚染のゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。さらに、令和5年（2023年）開催のG7広島サミットでは、令和22年（2040年）までに追加的な汚染のゼロを達成するという、より野心的な目標が掲げられました。

令和4年（2022年）4月にプラ新法が施行されました。この法律では、3R+Renewable^{※2-2}を基本原則として、環境配慮設計の促進などのプラスチック製品の設計から廃棄まで、あらゆる主体（事業者、自治体、消費者等）による資源循環を促進することとしています。

※2-2：従来の3つの「R」である「Reduce（リデュース：ごみの発生抑制）」「Reuse（リユース：繰り返し使う）」「Recycle（リサイクル：再生利用）」に、再生可能な資源を意味する「Renewable（リニューアブル）」を加えた概念

○ バイオマス利活用

令和4年（2022年）9月に「バイオマス^{※2-3}活用推進基本計画（第三次）」が閣議決定され、国としてのバイオマス利活用の方向性が示されました。当該計画では、木質系資材や食品廃棄物に加え、下水汚泥や家畜排せつ物なども含めた総合的なバイオマスの活用の推進について記載されています。また、バイオプラスチックやバイオ燃料などの新たな技術開発によるバイオマス産業の創出などにより、農村漁村の活性化や地球温暖化防止への貢献が期待されています。

※2-3：生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石燃料を除いたものです。主なものに、木材、家畜の排せつ物、食品廃棄物などがあります。

(3) 自然共生社会関連（第4編第3章）

○ ネイチャーポジティブ・30by30目標

令和4年（2022年）12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（CBD/COP15）では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組みでは、令和12年（2030年）までに陸・海の30%以上を健全な生態系として保全する「30by30目標」の設定や、令和12年（2030年）までに生物多様性の損失を食い止め、生物多様性の負（損失）の流れを止めて正（回復）に反転させる「ネイチャーポジティブ」の方向性が示されました。

これを受けて国は、「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、5つの基本戦略により、令和12年（2030年）のネイチャーポジティブの実現を目指して生物多様性及び自然資源を守り活用するための行動計画を示しました。

(4) 安全で快適な生活環境関連（第4編第4章）

○ PFOS・PFOA

有機フッ素化合物（PFAS）の一種であるPFOS・PFOA^{※2-4}について、国は、令和

2年（2020年）5月に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等」を見直し、「人の健康の保護に関する要監視項目」にPFOS・PFOAを追加するとともに、指針値が設定されました。

また、令和7年（2025年）6月に「水道の水質基準」が改正され、PFOS・PFOAが令和8年（2026年）4月から基準（50ng/L）に追加されることが決まりました。

※2-4：2000年台初め頃まで、様々な工業で利用され、メッキ処理剤や界面活性剤などとして身の回りの製品を作る際にも使われていました。平成21年（2009年）以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から規制が進み、現在は日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されています。

○ フロン類の排出抑制

令和3年（2021年）10月22日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体が実施することが期待される施策として、「フロン排出抑制法に基づくフロン類充填回収業者等に対する指導監督」が記載され、その対策評価指標として、業務用冷凍空調機器からの廃棄時等の代替フロン回収率を、平成25年（2013年）の約34%から、令和7年（2025年）に60%、令和12年（2030年）に75%とする目標が掲げられました。

○ 水銀フリー社会

令和5年（2023年）10月にスイスで「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」が開催されました。この会議では、水銀添加製品の規制の見直し、規制の対象となる水銀汚染廃棄物の値等に関する議論が行われ、全ての一般照明用蛍光灯の製造・輸出入の禁止（令和9年（2027年）末まで）が決定されました。

(5) 気候変動適応関連（第4編第5章） ※詳細は第4編第1章第1節に記載

○ 気候変動の影響への適応

近年の熱中症による死亡者増加などを受けて、熱中症から国民の健康を守るため、「気候変動適応法」が改正されました（令和5年（2023年）6月一部施行、令和6年（2024年）4月全面施行）。この改正では、熱中症警戒情報の法定化、熱中症特別警戒情報の創設、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定等が盛り込まれました。

○ 熱中症対策計画

令和5年（2023年）5月に閣議決定された「熱中症対策計画」では、令和12年（2030年）までに熱中症による死亡者を半減させることを目標として、この計画に基づき、熱中症予防の普及啓発活動の強化、高齢者や子供などの見守り強化、学校などへのエアコンの設置支援等が推進されることとなりました。

(6) 教育環境関連（第4編第6章）

○ ESD（持続可能な開発のための教育）の採択

令和元年（2019年）11月の第40回ユネスコ総会及び同年12月の第74回国連総会において、ESDの新たな国際的枠組みである「ESD for 2030（SDGs達成に向けた持続可能な開発のための教育）」が採択されました。

この決議では、ESDがSDGsの目標4「質の高い教育」に不可欠な要素であるとともに、その他全てのSDGsの達成に向けた鍵であり、重要な実施手段であることが明記されました。

また、国際社会に対して、幼児教育から高等教育、遠隔教育、職業技術教育に至るまで、全ての教育段階において包摂的かつ公正な質の高い教育を提供するよう求められています。

（7）持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり関連（第4編第7章）

○ 地域循環共生圏

地域循環共生圏とは、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで、地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です（図2-1）。

国の「第五次環境基本計画（平成30年（2018年）閣議決定）」で提唱された概念で、「第六次環境基本計画（令和6年（2024年）閣議決定）」では、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場として発展させることが示されました。

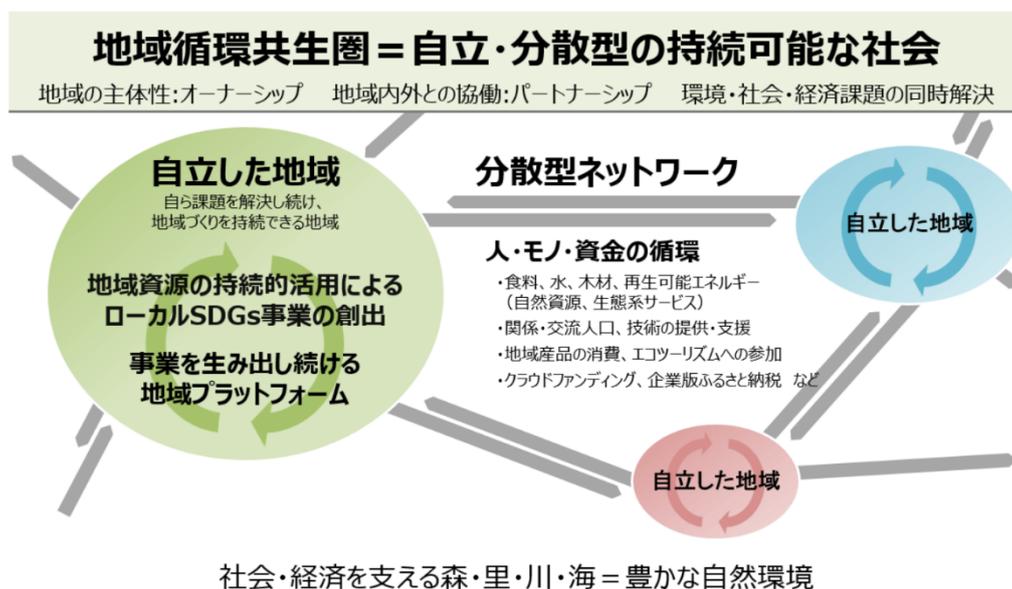


図2-1 地域循環共生圏の概念（出典：環境省ホームページ）

<https://chiikijunkan.env.go.jp/>

2 前計画の成果と今後の課題

前計画では、現指針が示す7つの環境施策の方向に沿って、計画の推進を図ってきました。ここでは、主な成果、今後の課題及び33の数値目標の現時点における達成状況について整理します。

(1) ゼロカーボン社会・くまもとの推進（第4編第1章）

令和12年度（2030年度）の県内の温室効果ガス排出量の50%削減の目標に対し、令和4年度（2022年度）時点では24.5%削減を達成しました。

部門別の取組みでは、家庭部門及び業務部門においては省エネルギーやエネルギーシフトの効果により削減が進んでいますが、運輸部門及び廃棄物部門では排出量が増加しており、対策の強化が求められています。また、産業部門においては、家庭部門及び業務部門と同様に削減が進んでいますが、半導体関連企業の集積に伴うエネルギー使用量の増加が見込まれるため、再生可能エネルギーの導入促進や高効率設備の普及促進など、温室効果ガス排出量削減に向けた検討と支援体制の整備を進めていく必要があります。

また、部門横断の取組みについては、次のとおりとなっています。

○ 再生可能エネルギーの導入量

増加傾向にありますが、令和12年度（2030年度）の目標を達成するためには、更なる取組みの強化が必要です。具体的には、脱炭素先行地域における先進的な取組みの推進に加え、住宅等への太陽光発電設備や蓄電池の普及促進、再生可能エネルギー発電施設の長期利活用など、再生可能エネルギーの供給力を高める施策を推進する必要があります。

○ 森林整備によるCO₂吸収源の確保

補助事業を活用した取組みが進められていますが、森林整備を担う人材の不足が課題となっています。今後も、安定的かつ継続的な森林整備の推進に向けて、人材の確保・育成に加え、森林の役割や重要性に対する県民の理解を深めるなど、意識の醸成にも引き続き取り組んでいく必要があります。

○ 県の事務事業^{※2-5}における温室効果ガス排出量

令和5年度（2023年度）には基準年度から29.6%の削減を達成しましたが、目標である令和12年度（2030年度）60%削減の実現に向けては、取組みの更なる強化が必要です。具体的には、設備更新時の省エネ化・エネルギーシフトの積極的な推進といったこれまでの省エネルギー・省資源の取組みに加えて、「初期投資ゼロモデル」等も活用した県有施設への再生可能エネルギーの最大限の導入促進を図るとともに、再生可能エネルギーの調達の推進、LED照明の導入、公用車の電動化、ZEB化^{※2-6}化等について、具体的な施策の目標設定と実効性のある取組みを重点的に進めていく必要があります。

※2-5：本県が実施している県庁舎、県警、県立学校等での事務や下水道事業などのこと。

※2-6：「net Zero Energy Building」の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

なお、住宅の場合には、ZEH（net Zero Energy House）。

表 2 - 1 ゼロカーボン社会・くまもとの推進に係る目標の達成状況

	指標	現状 (基準年度)	実績値 (年度)	令和12年度目標 (目標年度)
1	温室効果ガス（二酸化炭素換算） 総排出量の削減率	1439.5万t-CO ₂ (H25)	1086.9万 t -CO ₂ 24.5%減 (R4)	50%削減 (H25年度総排出量比) (R12)
2	再生可能エネルギー導入量 (原油換算)	90万kL (R1)	105.8万kL (R4)	150万kL (R12)
3	森林による二酸化炭素吸収量	86.9万t-CO ₂ (H30)	84.4万t-CO ₂ (R4)	69.7万t-CO ₂ (R12)
4	間伐実施面積（年間）	6,421ha (R1)	4,057ha (R5)	8,000ha (R5)
5	森林の更新のうち人工造林の割合	57% (R1)	73% (R5) 達成	70% (R5)
6	熊本県の事務・事業から発生する温 室効果ガスの削減率	71,723t-CO ₂ (H25)	50,469t-CO ₂ 29.6%減 (R5)	60%以上削減 (H25年度総排出量比) (R12)

※ 第1章に係る指標1及び6の現状並びに指標3の「令和12年度目標」については、本計画で見直した最新の値を記載。詳細については、第4編第1章を参照。目標を変更した指標は、目標達成としていない。

(2) 循環型社会の推進（第4編第2章）

令和3年度（2021年度）以降、一般廃棄物排出量は減少傾向にあります。生活系の一般廃棄物については、プラ新法の施行に伴う県内市町村での分別収集や再商品化の取組みの進展、人口減少などが要因となり排出量が減少していると考えられます。一方で、事業系一般廃棄物の排出量は横ばいであるため、今後は事業系一般廃棄物の削減に向けた取組みを強化していく必要があります。

また、産業廃棄物排出量については、数値目標を達成する見込みではありますが、引き続き事業者の意識向上に向けた研修等の啓発活動を進めます。

廃棄物系バイオマスは、数値目標の達成が見込まれるものの、食品廃棄物の利用率が低いため、今後、更なる活用促進に向けて事業者への支援を進めていく必要があります。

さらに、今後は、これまでの廃棄物の排出量削減に向けた取組みに加えて、資源を効率的・循環的に利用するための新たな経済システムであるサーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に向けて施策を転換していく必要があります。製造・消費・排出・リサイクルの各種段階においてサーキュラーエコノミーへの移行を実現するための課題を整理し、取組みを進めていく必要があります。

表 2 - 2 循環型社会の推進に係る目標の達成状況

	指標	現状 (基準年度)	実績 (年度)	令和7年度目標 (目標年度)
7	一般廃棄物排出量 (年間)	556千トン (H30)	520千トン (R5)	506千トン (R7)
8	産業廃棄物排出量 (年間) ※家畜ふん尿、火力発電所ばいじんを除く	4,081千トン (H30)	4,119千トン (R5) 達成	4,378千トン (R7)
9	バイオマスの利活用率 (年間) ①廃棄物系バイオマス ②未利用系バイオマス	①94% (H30) ②93% (H30)	①94% (R5) ②100% (R5) 達成	①、② 95% (R7)

(3) 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 (第4編第3章)

自然環境の保全を目的として、森林及び二次的自然環境(里地里山や阿蘇の草原など)の保全を継続して取り組んできました。

健全な森林の維持・再生には、再造林や間伐の継続的な実施が重要ですが、高齢化等による人材不足が課題となっています。今後、森林整備に係る人材の育成や担い手の確保を図るとともに、その重要性に対する理解促進と意識醸成に引き続き取り組んでいく必要があります。

農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮に向けては、多面的機能支払交付金を活用して農用地保全管理などの共同活動を行う地元活動組織を支援してきました。しかし、構成員の高齢化等に伴って、組織内の共同活動は、小規模化・停滞傾向にあります。

今後は、未実施地域への制度の周知や事務の一元化、集落を超えた範囲での作業者の確保・調整体制構築等の取組みを拡大していく必要があります。

漁場環境の改善・整備については、水産環境整備事業基本計画に基づき底質環境の改善のための覆砂工などを実施しており、数値目標は達成見込みです。今後も引き続き取り組みます。

農林畜水産業に深刻な被害を及ぼす野生鳥獣は、適正な個体数への誘導を図る必要があります。特に、第二種特定鳥獣に位置付けているニホンジカ及びイノシシについて計画的な捕獲に取り組んできました。今後も、野生鳥獣の保護と管理のバランスを図る取組みを継続します。

生物多様性保全については、生物多様性保全の取組みを効果的に行うことができるよう、県民、事業者、県内市町村、本県等の主体ごとの役割を明確化し、具体的な施策を体系的に整理した「生物多様性くまもと戦略2030」(令和5年(2023年)3月)を策定しました。

今後も、国内外の生物多様性をめぐる状況の変化を踏まえて、生物多様性の恵みの持続的な利用など、将来にわたってその恵みが受容できるよう継続的に取り組んでいく必要があります。

表 2 - 3 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現に係る目標の達成状況

	指標	現状 (基準年度)	実績 (年度)	令和7年度目標 (目標年度)
10	間伐実施面積（年間） 【再掲】	6,421ha (R1)	4,057ha (R5)	8,000ha (R5)
11	森林の更新のうち人工造林の割合 【再掲】	57% (R1)	73% (R5) 達成	70% (R5)
12	多面的機能支払交付金の 対象農用地面積（年間）	69,369ha (R1)	70,347ha (R5)	75,300ha (R5)
13	覆砂造成面積（累計）	18.8ha (R2)	68.5ha (R6)	92.2ha (R3～R7累計)
14	ニホンジカの頭数	136千頭 (R1)	150千頭 (R5)	144千頭 (R7)
15	イノシシによる農作物被害額	218百万円 (R1)	293百万円 (R5)	150百万円 (R7)

※指標14の「現状」、「実績」及び「令和7年度目標」は、本計画で見直した最新の値を記載。

(4) 安全で快適な生活環境の確保（第4編第4章）

安定的な水（地下水）の確保については、熊本地域では水田湛水の取組拡大等により地下水の涵養量は増加しており、数値目標の達成が見込まれています。また、熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく採取量の抑制等の取組みを着実に進めることにより、採取量の数値目標を達成しています。

しかし、半導体関連企業の進出等により涵養可能な農地が減少しており、水田湛水に代わる新たな涵養対策の確立、工業部門での地下水利用の増加への対策としての代替水源の確保や水の再生利用の推進など、更なる取組みを進めていく必要があります。

硝酸性窒素対策については、熊本地域硝酸性窒素削減計画及び荒尾地域硝酸性窒素削減計画に基づき硝酸性窒素を低減するための取組みを進めてきました。

令和6年(2024年)3月には、地下水中の硝酸性窒素対策を具体的かつ計画的に推進していくため「地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画」を策定し、当該計画に基づき地下水質保全の取組みを更に推進します。

くまもとグリーン農業^{※2-7}生産宣言者数及び地下水の大切さを伝える出前講座受講者数は増加しており、今後も着実に地下水保全等に取り組みます。

※2-7：土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬を慣行栽培より減らした、環境に優しい農業のこと。

また、大気汚染物質、自動車交通騒音、ダイオキシン類濃度等の環境基準は、一部の項目を除き、数値目標をほぼ達成しており、今後も継続的に調査及び監視の上、環境保全対策を進めます。

第一種特定製品に係るフロン類の回収量は、フロン類の回収量等報告書の提出指導、フロン充填回収業者等への指導、関係事業者への周知等により数値目標を達成しており、今後もフロン類回収を徹底します。

近年の半導体関連企業の進出等に伴い、環境負荷の増大を懸念する意見も寄せられています。適切に状況を把握した上で、必要な対策を着実に進めていくことが求められています。

県民生活に欠かせない地下水を保全することはもとより、大気、土壌等の環境リスクの管理、騒音・振動・悪臭等の感覚公害への対応は、県民の健康と生活に密接に関わる重要な課題であると認識し、県民が安全で快適に暮らすことができる生活環境の確保に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。

表2-4 安全で快適な生活環境の確保に係る目標の達成状況

	指標	現状 (基準年度)	実績 (年度)	令和7年度目標 (目標年度)
16	熊本地域の地下水かん養増加量(台地部等水田湛水事業) (年間量)	295万㎡ (H30)	540万㎡ (R5)	570万㎡ (R6)
17	熊本地域の地下水採取量 (年間量)	16,759万㎡ (H30)	16,107万㎡ (R5) 達成	16,550万㎡以下 (R6)
18	熊本地域における硝酸性窒素に係る目標水質の達成度(年間) ①10mg/l超過の観測井数 ②5~10mg/l以下の観測井数	①14.4% (15/104) (R1) ②26.0% (27/104) (R1)	①16.7% (16/96) (R5) ②22.9% (22/96) (R5)	①全ての井戸で達成水質値10mg/lを満足すること。 ②全ての井戸で管理水質値5mg/lを満足すること。
19	荒尾地域における硝酸性窒素に係る目標水質の達成度(年間)	①17.1% (6/35) (R1) ②17.1% (6/35) (R1)	(1) ①②16.7% (3/18) (R5) (2) ①100% (4/4) (R5) ②③22.2% (4/18) (R5)	①全ての井戸で達成水質値10mg/lを満足すること。 ②全ての井戸で管理水質値5mg/lを満足すること。 ※計画改定により、令和5年度からは以下の目標に基づき評価 (1) 5 mg/l以上かつ上昇傾向を示している指標井戸について ①10年以内に10%以下 ②20年以内に0% (2) 環境基準(10 mg/l)を超過した指標井戸 ①飲用指導等による健康被害防止率100% ②20年以内に10%以下
20	販売農家のうち、くまもとグリーン農業生産宣言者の割合	53% (R1)	67% (R5)	70% (R6)
21	小中学生を対象とした出前講座受講者数	1,317人 (R2)	1,696人 (R6) 達成	1,340人 (R7)
22	環境基準が定められている大気汚染物質の環境基準達成率(年間)	二酸化硫黄(長期的評価): 100% (R1) 二酸化窒素(長期的評価): 100% (R1) 光化学オキシダント: 0% (R1) 浮遊粒子状物質(長期的評価): 100% (R1) 微小粒子状物質: 89.5% (R1) ベンゼン: 100% (R2) トリクロロエチレン: 100% (R2) テトラクロロエチレン: 100% (R2) ジクロロメタン: 100% (R2)	二酸化硫黄(長期的評価): 100%(R5) 二酸化窒素(長期的評価): 100%(R5) 光化学オキシダント: 0%(R5) 浮遊粒子状物質(長期的評価): 100%(R5) 微小粒子状物質: 100%(R5) ベンゼン: 100%(R5) トリクロロエチレン: 100%(R5) テトラクロロエチレン: 100%(R5) ジクロロメタン: 100%(R5) 達成	現状の数値の維持又は向上
23	フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品に係る回収量	58.7トン (R1)	52.1トン (R6) 達成	35.2トン (R6)
24	自動車交通騒音に係る環境基準達成率(年間)	97.5% (R1)	83.5% (R6)	100% (R7)

	指標	現状 (基準年度)	実績 (年度)	令和7年度目標 (目標年度)
25	有害物質を使用する工場・事業場における有害物質の漏洩事故件数	0件 (R2)	0件 (R6) 達成	0件 (R7)
26	ダイオキシン類濃度の環境基準達成率(年間)	100% (R2)	100% (R6) 達成	100% (R7)
27	景観行政団体移行や自主条例に取り組む市町村数(累計)	20市町村 (R2)	20市町村 (R6)	23市町村 (R7)

(5) リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進(第4編第5章)

気候変動の影響への適応については、「農林畜水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「県民生活」の7分野で次のような取組みを進めてきました。

表2-5 気候変動の影響に対する各分野における適応策の取組内容

分野	取組内容
農林畜水産業	水稻、果樹、園芸作物等の高温障害や台風への対策、畜産の暑熱対策、病害虫対策、災害に強い森づくりの取組み、特用林産物(キノコ類)等の生産効率化に向けた取組み並びに水産業及び増養殖業の海面上昇等に伴う影響の把握及びその対策
水環境・水資源	水環境の影響の把握及び地下水の保全に関する適応策
自然生態系	陸域生態系、淡水生態系及び海岸生態系への影響の把握並びにその対策
自然災害・沿岸域	気候変動に伴い生じる可能性のある豪雨災害、森林火災等の自然災害への備え
健康	気候変動の影響でリスクが高まる熱中症に関する各種対策
産業・経済活動	災害時発生時の外国人の安全確保体制等、企業の体制強化策
県民生活	気候変動に伴い生じる災害等に強いインフラ・ライフラインの確保及びヒートアイランド対策として都市の緑化

上記のような対策を進めてきましたが、気候変動は依然として進んでおり、そのリスクは高くなり、影響は多方面に及ぶことが想定されます。

こうした状況を踏まえ、本県における気候変動の現状と将来予測を的確に把握しながら、地域の実情に応じた適応策をより一層強化・推進していく必要があります。

表2-6 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進に係る目標の達成状況

	指標	現状 (基準年度)	実績 (年度)	令和7年度目標 (目標年度)
28	自立分散型再エネ電源等を備えた自治体の防災拠点、避難所等	207施設 (R1)	305施設 (R4) 達成	300施設 (R12)

(6) 環境立県くまもと型未来教育（第4編第6章）

環境教育においては、水俣病や大規模災害を経験した本県だからこそ、環境への負荷を抑制し、快適な環境を次世代に引き継ぐため、あらゆる世代を対象にした環境教育・環境学習を推進してきました。平成23年度（2011年度）から実施している「水俣に学ぶ肥後っ子教室」では、県内全ての公立小学校及び義務教育学校の5年生が、水俣市にある熊本県環境センターや水俣市立水俣病資料館などを訪問し、公害の原点である水俣病を教訓に、環境問題や水俣病について学んでいます。

学校版環境ISOの取組みについては、県立中学校及び県立高校では100%、公立小学校及び義務教育学校では99.3%が家庭・地域と連携した取組みを行っており、環境保全への実践意欲を育成しています。

今後も、環境教育の充実及び環境に関する情報の発信・普及啓発に努め、豊かなくまもとを守り育てる地域づくりに努めます。

表2-7 環境立県くまもと型未来教育に係る目標の達成状況

	指標	現状 (基準年度)	実績 (年度)	令和7年度目標 (目標年度)
29	学校版環境ISOにおいて前年度の取組みをもとに実態に応じた数値目標を設定し、見直しや家庭・地域と連携した取組を行った公立小中学校及び義務教育学校の割合	98.9% (R2)	99.3% (R6)	100% (R7)
30	学校版環境ISOにおいて前年度の取組をもとに実態に応じた数値目標を設定し、見直しや家庭・地域と連携した取組を行った県立中学校と県立高校の割合	100% (R2)	100% (R6) 達成	100% (R7)
31	熊本県環境センター主催 動く環境教室実施回数（年間）	26回 (R2)	66回 (R6)	95回 (R7)
32	熊本県環境センター主催事業 参加者数（年間）	2,422人 (R2)	3,660人 (R6) 達成	3,500人 (R7)
33	環境月間における環境保全活動等の 実施回数	51回 (R2)	89回 (R5)	100回 (R7)

(7) 第4編第7章 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

開発事業が周辺環境に与える影響を事業者が事前に調査・予測・評価する環境影響評価（環境アセスメント）については、これまで「環境影響評価法」及び「熊本県環境影響評価条例」に基づき、着実に取り組んできました。

今後も、地域の豊かな自然環境を守るため、環境アセスメントの実施により環境への配慮を推進していく必要があります。

さらに、持続可能な環境の創造に向けて、行政が個別に施策を進めていくだけではなく、事業者や県民などの地域住民が自律的に課題解決に取り組むことのできる「地域循環共生圏」を構築していくことが必要です。

このような仕組みづくりを積極的に推進します。